

別表第1（第3条関係）

補助金の種類	地区人教補助金	自主団体補助金
補助対象団体の要件	<p>人権教育協議会補助事業補助金交付規定に定められた地区人教若しくは会長が認めた人権教育推進団体。</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 市内に在住、在勤又は在学する会員を含む5人以上で組織された団体</p> <p>(2) 市内を主たる活動の場としている団体</p> <p>(3) 人権文化の創造に努め、人権課題の解決に向けた活動を行っている団体</p> <p>(4) 継続的な活動が期待できる団体</p>
補助対象事業の要件	<p>地区人権教育協議会の実施する事業</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 市内で実施する事業</p> <p>(2) 自主的、自発的に行う非営利で公益的な事業</p>
補助金の額	<p>補助金の額は、均等割と戸数割を併用し、会長が決定する。</p>	<p>補助金の額は、5万円を上限とする。</p>
補助金の単位	<p>補助金の額は千円単位（千円未満切り捨て）とする。</p>	
交付回数 の 限度等	<p>補助金は、1年度1団体につき、1事業とする。</p>	

別表第2（第4条関係）

項 目	内 容	
啓発研修費	講師謝礼等	
需用費		
	消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
	印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
役務費		
	通信運搬費	事業の実施に必要な郵送料等
使用料及び賃借料	借り上げ料、会場使用料等	
<p>※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。 項目については、上記を参考に設定できるものとする。</p>		

別表第3（第7条関係）

優先順位	項 目	内 容
1	妥 当 性	人権課題の解決に向けた活動内容であるかどうか。
2	公 益 性	公共の利益につながる活動内容であるかどうか。
3	必 要 性	市民ニーズや社会状況等に即した活動内容であるかどうか。
4	発展性・波及性	将来、その活動が広く市民に支持され発展していく可能性があるかどうか。また、他に波及効果を及ぼすことが期待できるかどうか。
5	自 立 性	補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保を行うなどの自立意識が認められるかどうか。